

北海道公報

発行 北海道 (総務部法制文書課)
 電話 011-231-4111 (内線 22-271)
 FAX 011-232-1385
 印刷 富士プリント(株)

目次

告示

- 平成十四年度第四次二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間 (市町村課) 一一一
- 平成十四年度第四次二等陸士、二等海士及び二等空士の試験期日、試験場等 (市町村課) 一一一
- 平成十四年度において補助金等を交付する事務又は事業 補助対象経費、補助率等の決定 (総合企画部所管分 その六) (総合企画部総務課) 一一三
- 有害図書類の指定 (生活文化・青少年室) 一一五
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請 (生活振興課) 一一六
- 大規模小売店舗立地法による市町村等の意見 (地域産業課) 一一六
- 肥料の登録の有効期間の更新 (道産食品安全室) 一一七
- 土地改良区の役員就任の届出 (土地改良指導課) 一一七
- 土地改良区の住所変更の届出 (土地改良指導課) 一一七
- 土地改良事業計画の変更申請の適否の決定 (土地改良指導課) 一一八
- 土地改良事業の計画変更の協議の適否の決定 (土地改良指導課) 一一八
- 知事権限に係る保安林の指定の解除の予定 (治山課) 一一八
- 知事権限に係る保安林の指定の解除 (治山課) 一一八
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定 (治山課) 一一九
- 一般競争入札による道有財産(土地)の売却 (建設部総務課) 一一九
- 公共測量の実施の通知(一件) (建設部総務課) 一二〇
- 基本測量の終了の通知 (建設部総務課) 一二〇
- 道路の区域の変更 (道路整備課) 一二〇
- 道路の供用の開始 (道路整備課) 一二〇
- 道路の区域の変更及び供用の開始 (道路整備課) 一二一
- 都市計画の変更の決定 (都市計画課) 一二一
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園下水道課) 一二一
- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消 (税務課) 一二三
- 貸金業の規制等に関する法律の規定による貸金業者の登録の取消(三件) 一二三

告示

- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了(三件) 一二三
- 道警察本部告示 一二三
- 一般競争入札の実施に関する公告 一二三
- 道連合海区漁業調整委員会告示 一二三
- かき等流し網漁業の操業について 一二四

北海道告示第1838号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条の規定により、平成14年度第4次2等陸士、2等海士及び2等空士の募集期間が次のとおり定められた。

- 平成14年11月22日 北海道知事 堀 達也
- 男子
- 平成15年1月1日(水)から3月31日(月)まで

北海道告示第1839号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第117条第1項及び第118条の規定により、平成14年度第4次2等陸士、2等海士及び2等空士採用試験の試験期日、試験場等を次のとおり定めた。

試験期日	試験場の名称及び位置	北海道知事	堀	達	也
1 試験期日					
次の期間において、受付時に指定する日					
平成15年1月1日(水)から3月31日(月)まで					
2 試験場の名称及び位置					
名	称	位	置	電	話
				番	号
	陸上自衛隊札幌駐屯地	札幌市中央区南26条西10丁目		011-511-7116	
	同 東千歳駐屯地	千歳市祝梅1016		0123-23-5131	
	同 真駒内駐屯地	札幌市南区真駒内17		011-581-3139	
	同 丘珠駐屯地	同 東区丘珠町161		011-781-8321	
	同 滝川駐屯地	滝川市泉町236		0125-22-2141	
	同 美幌駐屯地	美幌市字美幌1536-1		01266-2-7141	
	同 岩見沢駐屯地	岩見沢市日の出台4丁目313		0126-22-1001	
	同 北恵庭駐屯地	恵庭市柏木町531		0123-32-2101	

陸上自衛隊札幌別駐屯地	登別市緑町3-1	0143-85-2011	自衛隊函館地方連絡部江差募集事務所	檜山郡江差町字塔神10-13	01395-2-2476
同 俱知安駐屯地	虻田郡俱知安町字高砂232番地2	0136-22-1195	自衛隊函館地方連絡部函館募集案内所	函館市千歳町27番7号	0138-27-4625
同 静内駐屯地	静内郡静内町字浦和125	01464-4-2121	陸上自衛隊旭川駐屯地	旭川市春光町国有無番地	0166-51-6111
同 苗穂分屯地	札幌市東区苗穂町7丁目1番1号	011-711-4251	同 名寄駐屯地	旭川市字内淵84	01654-3-2137
海上自衛隊余市防備隊	余市郡余市町港町番外地	0135-23-2243	同 上富良野駐屯地	空知郡上富良野町南町4丁目	0167-45-3101
自衛隊札幌地方連絡部	札幌市南区真駒内17	011-631-5471	同 留萌駐屯地	留萌市緑ヶ丘町1丁目6番地	0164-42-2655
同	苫小牧市表町1丁目1-6	0144-32-3725	同 遠軽駐屯地	紋別郡遠軽町向遠軽272	01584-2-5275
同 出張所	札幌1F	0143-44-9533	同 航空自衛隊稚内分屯基地	稚内市恵比須5丁目2番1号	0162-23-5377
自衛隊札幌地方連絡部室蘭募集事務所	室蘭市東町2丁目21-10	0134-22-5521	自衛隊旭川地方連絡部	旭川市春光町無番地	0166-51-6055
自衛隊札幌地方連絡部小樽募集事務所	小樽市稲穂1丁目12-8	011-373-3067	同 名寄	名寄市西1条南9丁目45	01654-2-3921
自衛隊札幌地方連絡部北広島募集事務所	北広島市北進町1丁目2-2	0126-23-5514	自衛隊旭川地方連絡部稚内募集事務所	稚内市大黒4丁目6-34	0162-23-2721
自衛隊札幌地方連絡部岩見沢募集事務所	岩見沢市2条西5丁目8番地	0125-22-2140	自衛隊旭川地方連絡部留萌募集事務所	留萌市開運町1丁目4-5	0164-42-4650
自衛隊札幌地方連絡部滝川募集事務所	滝川市大町1丁目8-27	0136-23-3540	自衛隊旭川地方連絡部紋別募集事務所	紋別市潮見町1丁目2-8	01582-3-2696
自衛隊札幌地方連絡部倶知安募集事務所	虻田郡倶知安町南3条東1丁目1-1	0123-23-2642	自衛隊旭川地方連絡部上富良野募集事務所	空知郡上富良野町栄町2丁目1-47	0167-45-3412
自衛隊札幌地方連絡部千歳募集事務所	千歳市錦町4丁目33-1	011-383-8955	自衛隊旭川地方連絡部遠軽募集事務所	紋別郡遠軽町岩見通南3丁目1-4	01584-2-6616
自衛隊札幌地方連絡部江別募集事務所	江別市野幌町40-16	011-643-4929	自衛隊旭川地方連絡部枝幸募集事務所	枝幸郡枝幸町新栄町812番地	01636-2-1593
自衛隊札幌地方連絡部新札幌募集案内所	札幌市厚別区厚別南2丁目6-25	011-643-7379	自衛隊旭川地方連絡部旭川募集案内所	旭川市宮下通り8丁目 弘済会ビル内	0155-48-5121
自衛隊札幌地方連絡部琴似募集案内所	札幌市豊平区月寒中央通8丁目3-31	0138-51-9171	陸上自衛隊帯広駐屯地	帯広市南町南7線31番地	01527-3-2114
自衛隊函館駐屯地	函館市広野町6番18号	0138-53-6241	同 美幌駐屯地	網走郡美幌町字田中	01537-7-2231
自衛隊函館地方連絡部	同 広野町6番25号	01394-2-3774	同 別海駐屯地	野付郡別海町西春別42-1	0154-40-2011
同	松前郡松前町字建石49-42	01376-2-2692	同 釧路駐屯地	釧路郡釧路町字別保112番地	0155-23-5882
募集事務所	山越郡八雲町末広町111-2	01378-2-0258	自衛隊帯広地方連絡部	帯広市西14条南14丁目4番地	0154-22-1053
自衛隊函館地方連絡部今金募集事務所	瀬棚郡今金町字今金142-6		同 釧路	釧路市末広町13丁目1番 GEエジソン生命ビル2F	0157-23-6826
			自衛隊帯広地方連絡部北見募集事務所	北見市北4条東6丁目11	

<p>自衛隊帯広地方連絡部根室 募集事務所 自衛隊帯広地方連絡部網走 募集事務所 自衛隊帯広地方連絡部中標 津募集事務所 自衛隊帯広地方連絡部帯広 募集案内所 3 受験手続</p> <p>(1) 志願書類の請求 最寄りの市・区役所、町・村役場又は自衛隊地方連絡部において取り扱う。 志願書類の郵送希望者は、あて先を明記した返信用封筒に80円切手をはって同封し、最寄りの市・区役所、町・村役場又は自衛隊地方連絡部に請求すること。</p>	<p>根室市松本町 4 丁目 15 - 2 網走市北 6 条西 2 丁目 8 - 1 標津郡中標津町東 1 条南 1 丁目 7 - 1 帯広市西 5 条南 13 丁目 ビル 2 F</p>	<p>01532 - 4 - 3651 0152 - 44 - 5743 01537 - 2 - 0120 0155 - 23 - 8718</p>	<p>(2) 提出書類及び提出先 2 等陸・海・空士志願票 (1 通) を最寄りの市・区役所、町・村役場又は自衛隊地方連絡部に提出又は郵送すること。 (3) その他 志願書類の提出後又は受験後、住所を変更したときは、速やかに最寄りの自衛隊地方連絡部に連絡すること。</p> <p>北海道告示第1840号 北海道が平成14年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。 平成14年11月22日</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>交付申請書に添付すべき関係書類 共通第2号様式 (大会等の開催事業の場合) については、共通第3号様式) 共通第6号様式 (設備整備の事業の場合に限る。)</p>	<p>実績報告書に添付すべき関係書類 共通第2号様式 (大会等の開催事業の場合) については、共通第3号様式) 共通第6号様式 (設備整備の事業の場合に限る。)</p>	<p>交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先 1 部 別に指示する日 提出先 支庁</p>	<p>この補助金は、単独事業に係る市町村負担 (地方債が充当される場合は、地方債を充当した後の市町村負担) を軽減するために交付するものである。</p>
<p>補助金を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨</p>	<p>補助対象者</p>	<p>補助対象経費</p>	<p>補助率等</p>	<p>交付申請書に添付すべき関係書類</p>	<p>実績報告書に添付すべき関係書類</p>	<p>交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先</p>	<p>この補助金は、単独事業に係る市町村負担 (地方債が充当される場合は、地方債を充当した後の市町村負担) を軽減するために交付するものである。</p>	
<p>1 地域政策事業 (福祉振興・介護保険基盤整備事業) 市町村における地域の事情や住民のニーズに対応して、福祉のまちづくりの促進、在宅の高齢者・障害者 (児) の社会参加や自立支援、子どもの健全育成促進、高齢者等の冬の生活支援及び介護保険制度下における介護サービス基盤の整備に関する福祉施策の推進を奨励するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村 (札幌市及び旭川市を除く。) 一部事務組合 広域連合</p>	<p>次に掲げる事業に要する経費 1 グループホーム整備事業 2 ヘルパーステーション整備事業 3 デイサービスセンター等整備事業 4 介護保険・支援費サービス車両購入事業 5 生がい対応型デイサービスセンター整備事業 6 デイホーム (宅老所) 整備事業 7 配食サービスステーション整備事業 8 高齢者グループホーム整備事業 9 高齢者支援住宅 (老人下宿) 整備事業 10 福祉環境整備促進事業 11 ふれあい愛推進事業 12 高齢者・障害者作業所等設備整備事業 13 高齢者作業所運営事業 14 福祉の家設置事業</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>交付申請書に添付すべき関係書類 共通第2号様式 (大会等の開催事業の場合) については、共通第3号様式) 共通第6号様式 (設備整備の事業の場合に限る。)</p>	<p>実績報告書に添付すべき関係書類 共通第2号様式 (大会等の開催事業の場合) については、共通第3号様式) 共通第6号様式 (設備整備の事業の場合に限る。)</p>	<p>交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先 1 部 別に指示する日 提出先 支庁</p>	<p>この補助金は、単独事業に係る市町村負担 (地方債が充当される場合は、地方債を充当した後の市町村負担) を軽減するために交付するものである。</p>	

<p>2 地域政策事業 (特定課題事業) 全道的な観点から対応しなればならない重要課題等に対し、機動的かつ的確に対応するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村 一部事務組合 広域連合 知事が適当と認める団体</p>	<p>次に掲げるいずれかに該当する場合で、全道的な観点から、特に重点的に支援する必要があると知事が認める事業に要する経費 1 道の重要施策の推進のため特定の事業を支援することが必要な場合 2 大規模な災害等に伴って策定された復興計画に位置づけられた事業で支援することが必要な場合 3 市町村の自主的な合併の推進のため</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>共通第2号様式 共通第6号様式 (設備整備の事業の場合に限る。) 共通第7号様式 (不動産取得の事業の場合に限る。) 共通第8号様式</p>	<p>共通第2号様式 共通第6号様式 (設備整備の事業の場合に限る。) 共通第7号様式 (不動産取得の事業の場合に限る。) 共通第8号様式</p>	
		<p>15 高齢者・障害者社会参加生きがい促進整備事業 16 福祉バス購入事業 17 車両乗降リフト整備事業 18 盲導犬取得費補助事業 19 障害者等共同利用機器購入事業 20 精神障害者グループホーム整備事業 21 高齢者グループホーム運営事業 22 障害者介護療育等設備整備事業 23 在宅福祉サービス設備整備事業 24 在宅福祉サービス車購入事業 25 福祉用具活用促進事業 26 自助具給付事業 27 重度障害者タクシー料金補助事業 28 自動車運転免許取得費補助事業 29 福祉の店設置促進事業 30 知的障害者ホームステイ促進事業 31 在宅介護支援センターまちなか相談所設置事業 32 健全育成促進設備整備事業 33 地域児童健全育成車両購入事業 34 民間保育施設支援事業 35 地域子育て総合支援センター運営事業 36 地域子育てサロン整備事業 37 除雪ロータリ等購入事業 38 地域生活支援事業 39 地域活動支援事業</p>		<p>共通第20号様式 別に指示する様式</p>	<p>別に指示する様式</p>	

		<p>特定の事業を支援することが必要な場合</p>		<p>(施設整備の事業の場合に限る。) 共通第9号様式 (その他の整備事業の場合に限る。) 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>(施設整備の事業の場合に限る。) 共通第9号様式 (その他の整備事業の場合に限る。) 共通第29号様式 共通第31号様式</p>		
--	--	---------------------------	--	--	---	--	--

北海道告示第1841号

北海道青少年保護育成条例(昭和30年北海道条例第17号)第5条第1項第3号の規定により、次の図書類を有害図書類として指定する。
平成14年11月22日

報 告 類 別 表

図書類の種類	図書コード等又は日本ビデオ倫理協会審査番号等	図書類の名称	北海道事業掘達也	発行所、製作所、受審会社等	種別	番号	発行年月	発行所
雑誌	01455-11	アケシヨシカメラ	クニマカシ	クニマカシ社	雑誌	02591-11	2002年11月号	若生出版株式会社
同	14077-11	ザ・ベスト MAGAZINE Special	ザ・ベスト	KKベストセラーズ	雑誌	13882-11	2002年11月号	若生出版株式会社
同	17979-11	ベストビデオ	ベストビデオ	三和出版株式会社	雑誌	07679-11	2002年11月号	英知出版
同	16487-11	デラベっぴん	デラベっぴん	英知出版	雑誌	04167-11	2002年11月号	株式会社サン出版
同	02257-11	お宝ガールズ	お宝ガールズ	株式会社コアマガジン	雑誌	05216-11/5	2002年11月号	竹書房
コミック	52120-83	彼女のプリズム	彼女のプリズム	株式会社フロム出版	雑誌	14003-11	2002年11月号	KKベストセラーズ
同	57956-43	G' Party	G' Party	株式会社ぶんか社	雑誌	18385-11	2002年11月号	株式会社サン出版
同	50158-41	濡れちやう若奥様	濡れちやう若奥様	株式会社双葉社	雑誌	11803-11	2002年11月号	株式会社マガジン
雑誌	08397-11	マカジン・ウオー	マカジン・ウオー	株式会社マカジン	雑誌	13991-11	2002年11月号	辰巳出版株式会社
同	06775-11	DONDON	DONDON	株式会社日本ジャーナル出版	雑誌	16151-11	2002年11月号	株式会社コアマガジン
同	05215-11	月刊芸能ニッポン	月刊芸能ニッポン	株式会社竹書房	雑誌	06775-11	2002年11月号	株式会社日本ジャーナル出版
同	06837-11	トッポ・スピード	トッポ・スピード	株式会社サン出版	雑誌	05215-11	2002年11月号	株式会社竹書房
同	02196-11	月刊ジャッカル	月刊ジャッカル	株式会社雄出版	雑誌	06837-11	2002年11月号	株式会社サン出版
同					雑誌	02196-11	2002年11月号	株式会社雄出版

呼 び 掛 け

報 告 公 報

指定の理由 著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため

北海道告示第1842号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり定款の変更（ロータス会及びこえい会にあっては特定非営利活動に係る事業に関する変更、ひびきの村にあっては社員資格の得喪に関する変更、役員に関する変更及び会議に関する変更）の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

平成14年11月22日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 申請のあった年月日 平成14年10月21日
- (2) 特定非営利活動法人の名称 ロータス会
- (3) 代表者の氏名 佐々木信教
- (4) 主たる事務所の所在地 余市郡余市町黒川町12丁目3番地
- (5) 定款に記載された目的 この法人は、我が国の少子高齢化社会の到来に対応して、相互扶助の精神に基づき、幼児から老人まで全て

の人が、幸福で快適且つ安心して暮らしていく事ができるよう社会教育の推進や青少年の健全育成を図る活動、並びに高齢者の自立と連帯を促進し、居宅介護支援に関するサービスや福祉に係る調査研究及び相談・情報提供等を行なうことにより、生活・文化・保健衛生の向上を図り、明るく高齢者にやさしい活力ある長寿社会の実現と健全な地域社会の発展に寄与する事を目的とする。

- 2(1) 申請のあった年月日 平成14年10月23日
- (2) 特定非営利活動法人の名称 こえい会
- (3) 代表者の氏名 江上 昌好
- (4) 主たる事務所の所在地 旭川市豊岡8条7丁目3番2号
- (5) 定款に記載された目的 この法人は、幼児から老人まですべての人が、互助の精神に基づき幸せで快適且つ安全に、生活が保障されるよう、保育所、託児所及びフリースクールの運営などの社会教育の推進や子どもの健全教育を図る活動並びに高齢者向け介護サービス事業など保健、医療未

たは福祉の増進を図る活動や、まちづくりの推進を図る活動を行うことにより、健全な地域社会の発展に寄与することを目的とする。

- 3(1) 申請のあった年月日 平成14年11月1日
- (2) 特定非営利活動法人の名称 ひびきの村
- (3) 代表者の氏名 大村 祐子
- (4) 主たる事務所の所在地 伊達市末永町47番地
- (5) 定款に記載された目的 須藤ビル3階

この法人は、新しい生き方や精神的成長を願っているすべての人々に対して、学問と芸術と深い人間理解を柱とするシュタイナーの教育を実践し、それを通じて、生涯にわたる自由な意志を持ち、民族や異文化の枠にとらわれない主体的な人格形成に携わること、及び地域と連携して上記教育活動の実践にかなう環境としての文化的、国際的なまちづくりと医療・食・福祉の増進に寄与することを目的とする。

北海道告示第1843号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

平成14年11月22日

北海道知事 堀 達 也

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ファッションセンターしまむら桔梗店
 函館市桔梗4丁目35番2号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 株式会社東商建設 代表取締役 坂本 幸夫
 函館市桔梗4丁目35番8号
- 3 市町村から聴取した意見の概要
 (1) 災害時に、応急生活物資の供給について、市が協定締結を要請した場合は協力願いたいこと。

- (2) 廃棄物の排出を抑制するとともに、減量化及び再資源化に努めること。
- (3) 分別の仕方は、「燃やせるゴミ」、「燃やせないゴミ」、資源ゴミとして「ダンボール・紙・紙パック・古紙」、「空き瓶・ペットボトル」、「空き缶」及び「プラスチック容

器包装」の6種類に区分して排出すること。

(4) 運搬・処理は、自己搬出処理するか、あるいは函館市が許可している一般廃棄物処理業者に委託すること。

4 同法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出はない。

5 意見の縦覧
(1) 縦覧場所
北海道経済部地域産業課
北海道渡島支庁商工労働観光課
(2) 縦覧期間

平成14年11月22日(金)から12月24日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間
午前9時から午後5時15分まで

北海道告示第1844号
肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。
平成14年11月22日

北海道知事 堀 達也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産者	住所	登録有効期限
北海道第2782号	炭酸カルシウム肥料	粒状炭酸カルシウム肥料	アルカリ分50.0	その他の制限事項は 公定規格のとおり	道南石灰工業株式会社	札幌市東区北20条東7丁目2番34号	平成20.12.10
北海道第2110号	炭酸カルシウム肥料	50.0カーボンブランク入り炭酸カルシウム肥料	同 50.0	その他の制限事項は 公定規格のとおり	同	同	同 20.12.25

北海道告示第1845号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、当麻土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があった。
平成14年11月22日

就任年月日 理事・監事の別 氏名 住所
平成14.11.2 理 事 木村 眞 已 上川郡当麻町中央2区

北海道知事 堀 達也

北海道告示第1846号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員住所変更の届出があった。
平成14年11月22日

北檜山土地改良区 北海道知事 堀 達也
理事・監事の別 氏名 住所
北檜山土地改良区 住 更 前 更 後

てしおがわ土地改良区

理事 内田 東一 住所 瀬棚郡北檜山町字徳島144番地の11 瀬棚郡北檜山町字徳島8番地の13

理事・監事の別 氏名 住所
理 事 佐藤 仁志 上川郡剣淵町第12区1578番地123 上川郡剣淵町第12区1578番地の123

蘭越土地改良区
理事・監事の別 氏名 住所
理 事 宮谷内留雄 磯谷郡蘭越町蘭越町418番地5 磯谷郡蘭越町蘭越町177番地

呼 び 出 し 係 列

北海道告示第1847号
 土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、訓子府土地改良区を行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。
 その関係書類は、北海道網走支庁に備え置いて、平成14年11月22日から20日間、一般の縦覧に供する。
 平成14年11月22日
 北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1848号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、平取町を行う土地改良（トエナイ地区基盤整備促進〔基盤整備〕（農業用排水））事業の土地改良事業計画の変更の協議について、審査の結果、適当と決定した。
 その関係書類は、北海道日高支庁に備え置いて、平成14年11月25日から20日間、一般の縦覧に供する。
 平成14年11月22日
 北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1849号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。
 平成14年11月22日
 北海道知事 堀 達 也

1(1) 解除予定保安林の所在 紋別郡興部町字豊野865・字沙留692の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 解除の理由 指定理由の消滅
 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道網走支庁経済部林務課及び興部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 解除予定保安林の所在 厚岸郡浜中町大字後静村字羨古丹27の1（次の図に示す部分に限る。）
 (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備

(3) 解除の理由 指定理由の消滅
 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路支庁経済部林務課及び浜中町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1850号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
 平成14年11月22日
 北海道知事 堀 達 也

1(1) 解除に係る保安林の所在 枝幸郡枝幸町風烈布1651の1（次の図に示す部分に限る。）、1651の2

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 解除の理由 道路用地とするため
 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道宗谷支庁経済部林務課及び枝幸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 解除に係る保安林の所在 常呂郡訓子府町字穂波289の6（次の図に示す部分に限る。）、289の4

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 解除の理由 排水路用地とするため
 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道網走支庁経済部林務課及び訓子府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

3(1) 解除に係る保安林の所在 静内郡静内町字真歌60・60の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 解除の理由 農道用地とするため
 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道日高支庁経済部林務課及び静内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

4(1) 解除に係る保安林の所在 静内郡静内町字真歌60の2（次の図に示す部分に限る。）
 在場所

- (2) 保安林として指定され 公衆の保健
 た目的
- (3) 解除の理由 農道用地とするため
 (「次の図」は、省略し、その図面を北海道日高支庁経済部林務課及び静内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第1851号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。

平成14年11月22日

北海道知事 堀 達也

- 1(1) 解除予定保安林の所在 虻田郡倶知安町字峠下208の1(次の図に示す部分に限場所)
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 解除の理由 指定理由の消滅
 (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び倶知安町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 2(1) 解除予定保安林の所在 奥尻郡奥尻町字稲穂151・157の2(以上2筆について次の場所)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

- (3) 解除の理由 指定理由の消滅
 (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び奥尻町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第1852号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)により道有財産(土地)を売り払う。
 平成14年11月22日

- 1 入札に付する道有財産及び入札日時

北海道知事 堀 達也

物件番号	所在地	地目	数量(m ²)	入札執行日時

北広 - 1	北広島市白樺町1丁目8番7、13ほか共有地(3筆)	宅地	195.99 ほか共有地	平成14年12月13日 午前10時
北広 - 2	北広島市泉町1丁目2番8	宅地	247.00	
北広 - 3	北広島市泉町1丁目2番9	宅地	247.00	
北広 - 4	北広島市山手町6丁目5番3ほか共有地(1筆)	宅地	176.00 ほか共有地	

- 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- 3 入札心得書、契約条項その他関係書類を示す場所
 札幌市中央区北3条西6丁目
 北海道建設部総務課主査(財産・管理)
 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 29 - 117

- 4 入札執行の場所

札幌市中央区北3条西6丁目
 北海道庁本庁舎10階 建設部会議室

- 5 入札保証金

入札者は、入札しようとする金額の100分の5以上の額の入札保証金を入札開始前に道に納付すること。

なお、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は道に帰属する。

- 6 郵便又は電報による入札
 認めないものとする。

- 7 契約保証金

落札者が契約を締結しようとするときは、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を道に納付すること。

なお、契約者が当該契約に定める義務の不履行を理由に契約を解除されたときは、当該契約者が納付した契約保証金は道に帰属する。

- 8 契約書作成の要否及び代金支払方法

契約書の作成を要し、代金は北海道が発行する納入通知書により、指定の期日(契約締結の日から20日以内)までに指定の場所に納入すること。

- 9 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書（上記2に係る証明書の添付が必要）を提出すること。

- (1) 提出期限 平成14年12月10日（火）
- (2) 提出場所 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道建設部総務課主査（財産・管理）

10 入札執行の公開

入札執行を公開するので、入札の傍聴を希望する者は、入札執行時刻の15分前までに入札会場において傍聴の受付を行うものとする。

なお、傍聴の受付は、定員になり次第終了する。

11 その他

- (1) 入札参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 申込書及び落札者がいない場合は、入札参加者等を対象として随意契約を行うこともある。

北海道告示第1853号

函館開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成14年11月22日

北海道知事 堀 達也

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間 平成14年11月20日から平成15年1月31日まで
- 3 作業地域 砂原町

北海道告示第1854号

帯広開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路線名	区	間	変更前後の別
麓郷山部停車場線	富良野市	東京大学演習林34林班c小班から 富良野市東京大学演習林34林班b小班まで	前

後

平成14年11月22日

北海道知事 堀 達也

- 1 作業種類 公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業期間 平成14年11月11日から平成15年1月15日まで
- 3 作業地域 清水町

北海道告示第1855号

国土地理院長から、次のとおり基本測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定による通知があった。

平成14年11月22日

北海道知事 堀 達也

- (1) 作業種類 基本測量（精密測地網高度基準点測量）
- (2) 作業期間 平成14年5月8日から10月1日まで
- (3) 作業地域 釧路市、根室市、釧路町、弟子屈町、標茶町、別海町、厚岸町、浜中町、阿寒町、鶴居村、白糠町

2(1) 作業種類 基本測量（湖沼湿原調査）

(2) 作業期間 平成14年9月30日から10月9日まで

(3) 作業地域 苫小牧市、千歳市、早来町、厚真町

北海道告示第1856号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年11月22日

北海道知事 堀 達也

敷地の幅員 延長 国道等との重複区間

14.68mから 501.90m 北海道旭川土木現業所

27.85mまで

14.68mから 501.90m

27.85mまで

豊頃糠内芽室線
中川郡豊頃町農野牛553番地先から
中川郡豊頃町農野牛597番地先まで

置戸温根湯線
常呂郡留辺築町字松山241番1地先から
常呂郡留辺築町字松山137番1地先まで

後	26.70mから 46.31mまで	500.00m	—	敷地の幅員	17.39mから 27.90mまで	2,000.00m	—	国道等との 重複区間
前	16.50mから 36.00mまで	1,286.49m	—	変更前の 敷地の幅員	17.39mから 27.90mまで	2,000.00m	—	—
前	20.64mから 47.70mまで	1,264.75m	—	—	—	—	—	—
後	16.50mから 36.00mまで	1,286.49m	—	—	—	—	—	—
後	20.88mから 46.76mまで	1,262.77m	—	—	—	—	—	—
後	14.54mから 18.00mまで	1,271.57m	—	—	—	—	—	北海道網走土木現業所
後	15.50mから 30.65mまで	1,271.69m	—	—	—	—	—	—

北海道告示第1857号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成14年11月22日

道路	線	名	供	用	開	始	の	区	間	供	用	開	始	の	期	日
道路	東三川	由仁	停車場	線	夕張	郡	由仁	町	山楸	21	番	地	先	から	平	成14.11.22
					夕張	郡	由仁	町	新光	320	番	1	地	先	まで	

北海道告示第1858号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道稚内土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成14年11月22日

1	道路の種類	道道	北海道知事	堀	達	也
2	路線名	稚内豊富線				
3	道路の区域					

北海道告示第1859号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。
その都市計画の図書は、北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。
平成14年11月22日

1	室蘭圏都市計画道路に係る事項	北海道知事	堀	達	也									
(1)	都市計画の種類	道路												
(2)	都市計画を定めた土地の区域	種	別	名	称	起	点	終	点	主	な	経	過	地
		幹線街路		3・4・114号	山下長和	伊達市山下町	伊達市長和町							
		幹線街路		3・4・121号	長和農社	伊達市長和町								

第 1419 号

幹線街路 3・4・311号 柏木通 登別市柏木町 1丁目 登別市常盤町 5丁目 登別市柏木町 2丁目
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

2 八雲都市計画公園に係る事項

- (1) 都市計画の種類 公園
- (2) 都市計画を定めた土地の区域

ア 変更する部分

名 称 位 置
9・6・1 噴火湾パノラマパーク 山越郡八雲町浜松
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

北海道告示第1860号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。
平成14年11月22日

平成14年11月22日

北海道知事 堀 達 也

- 1 施行者の名称 虹田町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 虹田都市計画下水道事業虹田公共下水道

- 3 事業の施行期間 昭和36年8月31日から平成21年3月31日まで

- 4 事業地 (1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 昭和47年北海道告示第471号、昭和51年北海道告示第3771号、昭和57年北海道告示第482号、昭和62年北海道告示第1106号、昭和63年北海道告示第1921号、平成4年北海道告示第478号及び平成13年北海道告示第2073号の事業地のうち虹田町字洞爺湖温泉町の一部を削る。

イ

ロ

地方税法 (昭和25年法律第226号) 第700条の6の4第3項の規定により、次の特約業者の指定を取り消した。
平成14年11月22日

北海道知事 堀 達 也

- 1 氏名又は名称 大西商事株式会社
- 2 代表者の氏名 大西 敏雄
- 3 主たる事務所又は事業所の所在地 岩見沢市5条西17丁目1-1
- 4 指定の取消年月日 平成14年9月1日

貸 出 却 取

北海道石狩支庁告示第18号

貸金業の規制等に関する法律 (昭和58年法律第32号) 第37条第1項の規定に基づき、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条第1項の規定により公告する。
平成14年11月22日

平成14年11月22日

北海道石狩支庁長 山 本 文 夫

- 1 住 所 札幌市東区北26条東15丁目1番40号 ローヤルハイットオーハタ502号
- 2 商号又は名称 アーバンクレジット
- 3 氏 名 津田 泰
- 4 登 録 番 号 北海道知事(1)石第02532号
- 5 登録取消年月日 平成14年11月6日

北海道石狩支庁告示第19号

貸金業の規制等に関する法律 (昭和58年法律第32号) 第37条第1項の規定に基づき、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条第1項の規定により公告する。
平成14年11月22日

平成14年11月22日

北海道石狩支庁長 山 本 文 夫

- 1 住 所 札幌市中央区南8条西13丁目2番10号 ヘルフアーレ中央401号
- 2 商号又は名称 パークフアイナンス
- 3 氏 名 鈴木 明
- 4 登 録 番 号 北海道知事(1)石第02533号
- 5 登録取消年月日 平成14年11月6日

北海道石狩支庁告示第20号

貸金業の規制等に関する法律 (昭和58年法律第32号) 第37条第1項の規定に基づき、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条第1項の規定により公告する。
平成14年11月22日

平成14年11月22日

報 登 四 第 1419 号

北海道石狩支庁長 山 本 文 夫
 1 住 所 札幌市北区拓北3条3丁目2番19号 曾田 慎一方
 2 商号又は名称 商号なし
 3 氏 名 櫻崎 聡
 4 登 録 番 号 北海道知事(1)石第02576号
 5 登録取消年月日 平成14年11月6日

北海道十勝支庁告示第22号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。
 平成14年11月22日

北海道十勝支庁長 尾 山 篤 治
 1 開発区域又は工区に含まれる地域 河西郡芽室町新生南5線25番地16、25番地17、25番地18
 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 河西郡芽室町新生南5線25番地16 有限会社 名取商産 代表取締役 名取 正春
 3 開発許可年月日及び番号 平成14年3月28日 十建指第13-15号指令

北海道十勝支庁告示第23号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第2項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。
 平成14年11月22日

北海道十勝支庁長 尾 山 篤 治
 1 開発区域又は工区に含まれる地域 河西郡中札内村東1条北3丁目1番地 ほか3筆
 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 河西郡中札内村大通南2丁目3番地 河西郡中札内村 村長 和田 民次郎
 3 開発許可年月日及び番号 平成14年4月23日 十建指第14-2号指令

北海道十勝支庁告示第24号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。
 平成14年11月22日

北海道十勝支庁長 尾 山 篤 治

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 上川郡清水町字清水第1線50番32、54番21(第2工区)
 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都中央区京橋2丁目3番13号 日本甜菜製糖株式会社 代表取締役 松久 直史
 3 開発許可年月日及び番号 平成14年4月19日 十建指第14-1号指令

興 業 公 司 長

北海道警察本部告示第200号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。
 平成14年11月22日

北海道警察本部長 上 原 美都男

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品の名称及び数量 拾得物一覧簿ほか 15品目 合計32,975点
 - (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。
 - (3) 納 入 期 日 平成15年1月31日
 - (4) 納 入 場 所 契約担当者等の指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。
 - (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する印刷物の製造の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- 3 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 電話番号 011-251-0110 内線 2236
- 4 入札執行の場所及び日時
 - (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
 - (2) 入 札 日 時 平成14年12月5日 午後1時30分
 - (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
 - (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 5 入 札 保 証 金
 - (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税

札幌市東区漁業調整委員会
規 則

北海道連合海区漁業調整委員会指示第2号

北海道太平洋沖合海域における、かじき等流し網漁業（かじき、かつお及びまぐろを獲ることを目的とするもの）の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。
平成14年11月22日

北海道連合海区漁業調整委員会会長 石 黒 勝三郎

- 1 操業の承認
かじき等流し網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに北海道連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。
- 2 操業区域
操業区域は、北海道太平洋沖合海域とする。ただし、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成8年法律第74号）第1条第2項に規定する排他的経済水域以外の水域は除く。
- 3 承認の対象者
承認の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。
(1) 前年において、かじき等流し網漁業に係る委員会の承認を受け操業した実績を有する者
(2) 委員会が特に適当と認める者
- 4 使用船舶の制限
使用船舶は、総トン数10トン以上の動力漁船とする。ただし、別に定める使用船舶以外の船舶は除く。
- 5 承認をしない場合
次のいずれかに該当する場合は、承認をしない。
(1) 申請者以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配するおそれがあると認められる場合
(2) その他委員会が不適当と認めた場合
- 6 操業期間
操業期間は、平成15年1月1日から12月31日までとする。
- 7 禁止区域
次の(1)から(3)までの点を順次に結ぶ線、(4)から(7)までの点を順次に結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域のうち、北海道沖合海域においては、かじき等流し網漁業を操業してはならない。
(1) 青森県西津軽郡鰺作崎突端

呼 び 名

（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150号までの定めるところによる。

- 6 郵便による入札等
郵便による入札及び電報による入札は、認めない。

- 7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

- 8 落札者の決定方法
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

- 9 契約書作成の要否

- 10 そ の 他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課
イ 所 在 地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

解 説 公 開 申 請

- (2) 北海道松前郡小島灯台
 - (3) 北海道松前郡白神岬突端
 - (4) 北海道亀田郡恵山岬突端
 - (5) 北海道亀田郡恵山岬突端正東10海里の点
 - (6) 青森県八戸市鯨角突端正東35海里の点
 - (7) 青森県八戸市鯨角突端
- 8 陸揚港の制限
陸揚港は、操業海域に面する北海道の地区内の2港以内とする。
- 9 制限又は条件
承認に際しては、次の制限又は条件を付ける。
- (1) 暴風雨、漁船の損傷その他やむを得ない場合を除き、陸揚港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。
 - (2) 船舶に積載できる流し網の長さ（仕立て上がり状態における浮子網の長さ）の合計は30キロメートル以内で、海中に敷設する流し網の長さの合計は12キロメートル以内であり、かつ、網目の大きさは15センチメートルを超えるものでなければならぬ。
 - (3) 2枚以上の網地を重ね合わせた流し網を使用してはならない。
 - (4) 使用する漁具の両端部の浮標には、昼間は、船名、根拠地名を記入した方80センチメートル以上の黄色の布地の標識（以下「標識」という。）及びリーダー反射板（金属性のものに限る。以下同じ。）を掲げ、夜間は、白色の灯火（夜間において視界が良好な場合に少なくとも2海里離れたところから視認されるもの。以下同じ。）を追加しなければならぬ。使用する漁具の中間部には、おおむね3キロメートルごとに浮標を付け、その浮標に昼間は標識を、夜間は白色の灯火を掲げなければならない。この場合において、それぞれを掲げる高さは、標識については浮標の表面から2メートル以上、白色の灯火及びリーダー反射板については水面上1.5メートル以上にしなければならない。
 - (5) 使用する船舶には、30センチメートルの幅で船橋の周囲を帯状に黒色で塗装しなければならない。承認番号は、別に定める様式により、船橋の両側の見やすい場所に表示しなければならない。
 - (6) かじき等流し網漁業を操業するときは、当該船舶に承認証を備え付けておかなければならない。
 - (7) 操業海域に面する海区漁業調整委員会が漁業調整上必要と認める事項で、委員会が指摘した事項は、これに従わなければならない。
 - 10 漁獲成績報告書の提出
承認を受けた者は、操業終了後30日以内に別に定めるかじき等流し網漁業漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。
 - 11 承認の取消し

委員会は、承認を受けた者又は操業責任者が、この指示の内容又は承認漁業等の取締りに関する省令（平成6年農林水産省令第54号）の規定に違反したときは、当該承認を取り消すことができる。

12 取扱要領

この指示に定めるもののほか、承認に係る事務取扱については、平成15年かじき等流し網漁業承認事務取扱要領の定めるところによる。

13 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成15年1月1日から12月31日までとする。

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北
士海
道道
プリン
ント総
ト務
株部
式法
会制
社文
道書
課